患者さんへ　大切なお知らせ

**１２月２日以降も、これまでどおり**

**『健康保険証』で受診できます。**

◇国は１２月２日に現行の保険証を廃止すると

　していますが、現在お持ちの保険証は最長で

１年間は使うことができます。

◇マイナ保険証を持っていない人には、今後、「資格確認書」が自動的に交付されます。

　（交付申請は不要です）

◇「資格確認書」は現行の保険証と同じように

　使えますので、安心して受診してください。